

○第47回東京都認知症施策推進会議に係る御意見・御質問

No.	委員名 (敬称略)	資料番号・項目	ご質問・ご意見	都の回答
1	中村	【資料3-3】 認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業	①認知症サポーター養成講座受講者に配布していたオレンジリングが有料化された後、無料配布はカードのみとなりました。認知症のある人等が迷った際に声をかけやすくするための東京都共通普及啓発グッズ作製の可能性はありますか。 ②普及啓発の手段として世代ごとに受けとれやすい広報、例えば動画やCMの配信など複数の広報ツールの検討をお願いいたします。 ③地域の見守りネットワーク構築について、分野ごとになっているさまざまな協議体やネットワークの共通スキームを作ることが必要ではないかと思えます。	①現時点で東京都でのグッズ作製は予定はしてありませんが、認知症のある人の行方不明に係る取組とあわせ、認知症のある人が困ったときに周囲に声をかけやすくする取組についても、引き続き検討していきます。 ②都は、ポータルサイト「とうきょう認知ナビ」等を活用して、認知症に係る正しい情報の発信に努めており、毎年9月の認知症月間には、普及啓発のためのイベントを開催しています。さらに、令和8年度においてはウェブ広告により重点的な広報を新たに実施するなど、様々なツールを活用して取り組んでいます。 ③今後、各地域における協議体やネットワークの設置状況、運用状況等を確認しながら、関係機関や関係部署との意見交換等を検討していきます。
2	中村	【資料3-6】 高齢者権利擁護支援事業（高齢者虐待対応マニュアル定着等支援）	高齢者虐待対応マニュアルの改訂に期待しています。高齢者と養護者双方の権利擁護についての考え方、それぞれ生活課題に応じた制度や支援の在り方の具体例、そして支援困難な例について区市町村と地域包括支援センターが共に振り返り、事例の蓄積が双方にとってスキルアップにつながるよう支援をお願いいたします。	都は、今年3月末に改訂する高齢者虐待対応マニュアルについて、来年度、区市町村所管課向けに連絡会を開催し、最新情報や都内区市町村における好事例や課題を共有するほか、各区市町村における虐待対応マニュアルの策定・改訂を支援していきます。 これにより、現場で高齢者虐待事例の対応に当たる区市町村や地域包括支援センター職員の対応力向上を図り、都全体の高齢者虐待防止体制の更なる強化につなげていきます。
3	中村	【資料3-8】 認知症のある人への医療提供体制の強化について	将来的に認知症サポート検診事業、認知症サポート医地域連携促進事業と合わせて地域の中で運動するイメージが持てるより良いと思いました。 認知症サポート検診事業については、MCIの人の早期発見から生活習慣の見直しによりある程度状態の改善が見込めるような道筋を示していくことが鍵になるのではないのでしょうか。	認知症検診を受けた方が希望する場合は、検診受診者や家族等への心理的な支援、定期的な訪問等を行うとともに、医療機関の受診が必要な場合は、とうきょうメンジドクターなどがかりつけ医や認知症疾患医療センター等と連携しながら、必要な医療につなげています。加えて、来年度、「TOKYOオレンジ医療システム」の構築に着手し、認知症のある人を地域で受け入れる体制確保を進め、早期の気づきから早期診断・早期支援、その後の必要な医療提供などを一体的に取り組んでいます。 また、昨年度、早期診断の重要性を伝えるリーフレット「認知症検診のすすめ」を作成しているほか、リニューアルした「知って安心認知症」パンフレットでは、生活習慣病を防ぐことが認知症のリスクを減らすことを案内しており、引き続き、健康づくりや早期の気づきについて都民への普及啓発を行っています。
4	土屋	【資料3-3】 認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業	「自治体間や関係機関との連携を促すほか、都民が、自分の住む地域だけでなく、近隣自治体のGPS機器や見守りシール・見守りキーホルダー等に気づき、行動を起こしやすくする等の効果が期待できる」との記載について、行方不明対策としての見守りシールやキーホルダーの有用性は一定程度認められると思えます。しかし、これらを身に付けることにより、認知機能が低下しているということを目に見える形で外部に示すことによるため、近年頻発している詐欺や強盗等の犯罪に巻き込まれるなど、悪用のリスクもあると思われま。また、認知症に対する社会的偏見が残る現状において、自らが認知症であることを外部に開示させることは、認知症がある方の尊厳にもかかわることであるため、シールやキーホルダーの活用を推進する際には、同時にこれら問題に対する配慮もご検討いただければと思います。 （※令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「認知症の人の希望を叶える ヘルパカード」等のあり方に関する調査研究報告書） （https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/kenkyu/t/3rouken_houkoku.pdf）の中でも同様の懸念が指摘されていました） また、GPS機器については他の委員からもご指摘があった通り、本人の行動の自由やプライバシーへの配慮も重要と考えます。GPSは徘徊による事故や行方不明を防ぐ有効な手段ではありますが、本人の自由な移動を実質的に監視する側面もあり、安全確保という善意の目的が過度なパターナリズムにならないよう注意が必要です。また、位置情報は極めてセンシティブなデータであり、生活パターンや交友関係まで推測可能なため、本人のプライバシーの不当な侵害とならぬよう配慮が求められます。行方不明対策としてGPSの活用を推進するのであれば、それと同時に「本人の意思の確認を可能な限り行うこと」や「利用目的を限定すること」など、GPS利用に際して留意すべき点についても普及啓発を図る必要があると考えます。	行方不明対策としての見守りシールやキーホルダーについては、委員のご指摘のとおり、悪用されるリスクもあり、慎重なご意見があります。 一方で、全国認知症行方不明者は、警視庁の令和6年統計によれば、年間で1万8千人を超え、都内においても、毎年およそ千人規模の方が行方不明となっています。ほとんどの方は無事に発見されますが、発見が遅れたためにお亡くなりになる方もいらっしゃるなど、命に関わる問題であります。 そのため、見守りシールやキーホルダーの活用については、当事者やご家族のご意向を大切にしながら各区市町村において取組を進めています。都としても来年度、「認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業」を実施する中で、改めて区市町村と認識の共有を図るとともに、当事者やご家族からも引き続きご意見をうかがっていきます。 また、GPS機器については、昨年3月に策定した「東京都認知症施策推進計画」においても、委員のご意見を反映し、第2章「認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進」の中で「行方不明対策におけるGPSの活用について、認知症のある人に対し、「あなたのことが大切だから」という周囲の想いを、本人が「安全のために持ってみよう」と思えるように伝えるという考え方の普及に取り組みます。」と記載しました。 GPS機器の活用についても、来年度「認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業」を実施する中で、改めて区市町村と認識の共有を図るとともに、当事者やご家族からも引き続きご意見をうかがっていきます。
5	土屋	【資料3-9】 認知症サポート検診事業	資料の「R8拡充部分」に記載されている「検診受診につながるづらい方」というのは具体的にどのような方を指すのでしょうか。その判断基準をご教示ください。	独居高齢者で現在医療につながっていない人などを想定しているが、具体的な要件については、区市町村からも意見を聴きながら検討し、区市町村が柔軟に設定し本事業を活用できるよう支援していきます。
6	土屋	【資料3-9】 認知症サポート検診事業	認知症検診受診のための金銭的インセンティブを付与するということが、受診の自発性を損なう恐れがあると考えます。特に経済的弱者の方を検査に誘導する結果になることを危惧しています。認知症検診の受診に積極的でない人に対して金銭的インセンティブを付与することにより検診に誘導するというのは、「知らないでいる権利」を侵害するおそれがあり、都の政策として望ましいものかご検討いただきたいと思います。 この数年、生命倫理学の分野においても認知症の発症前予測・予防のELSI（倫理的・法的社会的課題）が議論にあがることが増えてきました。早期発見早期受診の重要性は理解できますが、「新しい認知症観」がまだ社会に定着していない現状において、認知症という診断が下ることの精神的負担、社会的スティグマ、意思能力の制限等の不利益も考慮する必要があると思えます。また認知機能の低下を必ずしも「認知症」という診断名で捉えず、加齢に伴う自然な変化として受け止めたいと考える方もいると思えます。都としては「知る権利」「知らないでいる権利」双方に配慮し、本人の自発性を基本とした政策を期待します。	本インセンティブは、区市町村が検診受診につながるづらい方の最初の一步を支援するために設定するものであり、希望しない方を必ず受診につなぐという目的で設けるものではありません。 都は、認知症に関する正しい知識と理解の促進を図り、希望する方が早期診断・早期支援につながるよう、検診を実施する区市町村に丁寧に周知し、区市町村の意見を踏まえながら、取組を進めてまいります。